

議第181号「熊本市都市公園条例の一部改正について」お尋ねいたします。今回の条例改正は、辛島公園及び花畑公園への指定管理者制度を導入し、その使用料を提案するものです。公の施設としての都市公園の位置づけに関わる重要な問題として、なぜ、このような改正が提案されているのか、市民にその問題点を明らかにする意味でお尋ねしてまいります。

- (1) 辛島公園・花畑公園を指定管理者制度へと移行する理由は何でしょうか。
- (2) 辛島公園の芝生広場・多目的広場、花畑公園の階段は、占用使用の申請がない通常時、市民は自由に行き来したり、使用したりできるのででしょうか。
- (3) 都市公園法では、都市公園の設置目的を「公共の福祉の増進に資する」と定めています。また、都市公園には「自由利用の原則」があります。この点についての、見解を伺います。

(4) 国土交通省の運用の方針では、「都市公園は、一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設である」とされています。広場や階段など、市民が自由に行き来し、休息の場として利用できる部分を占有使用の対象とし、市民の自由な利用を妨げるような公園管理のあり方は、都市公園の設置目的に反するのではないのでしょうか。

(5) 今回の条例改正に伴い、市民の利用者負担が増えます。「行為許可申請」により占用料を支払う必要のなかった部分に使用料が発生すること、占用の場合でも、今回の提案では使用料が大幅に増えます。負担増は、利用促進に逆行するのではないのでしょうか。

(6) これまでの「行為申請」にあたる部分は運用上残し、使用料徴収についても現行負担をこえない範囲に止め、市民の自由な利用を保障し、利用促進に努めるべきではないでしょうか。

(7) 公園の広場や階段は、広く市民の利用に供するものです。今回、指定管理者制度導入に向けて、その部分を有料公園施設として占有使用の対象にし、

幅広い市民の自由な利用を妨げる運用は、「住民福祉の増進」と言えるので
しょうか。

1点目と2点目は都市建設局長に、その他は市長に伺います。

(答弁)

答弁された内容を確認する意味で、市長に数点伺います。わかりやすく、
1点ずつお尋ねします。

今回、「有料公園施設」として提案されて広場や階段は、局長の答弁にありま
したように、催事がない場合は休憩や散歩などに自由に利用可能なもので、本
来市民が広く、自由に利用するものです。市長は、「有料公園施設を位置付ける
ことによって、多様な賑わいの創出に資する」と答弁されましたが、これまで
許可されていなかった物販等の営利目的の使用が申請されれば、その分、市民
の自由な使用は妨げられ、いつでも市民が自由に利用するという訳にはいかな
くなるのではないでしょうか。市長に伺います。

(答弁)

.....

都市公園の中に「有料公園施設」を位置付けることで、催事優先の使用が
行われていけば、都市公園の本来の姿である、自由に利用できる「公共オー
ブンスペース」の利用は阻害されてしまいます。

続けて伺います。

最初の答弁にありましたように、「市民が日常的に休息や散歩、運動等を行う
憩いの空間」として利用するのが都市公園です。そして、これまでの有料公園
施設は、テニスコートや野球場などのスポーツ施設や、設置された施設を関係
者以外が利用できない形で占有して利用するものについて使用料が徴収されて
きました。ご紹介しましたように、国土交通省の「都市公園法運用指針」では、
「都市公園は、一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公
共施設である」と述べられており、この点を無視した運用はあり得ず、法の趣

旨に則るならば、何でもかんでも、有料公園施設に位置付けるべきではありません³。今回提案の広場・階段は広く市民が利用するためのものです。どうして、どうしてこれを有料にしなければならぬのでしょうか。市長に伺います。

(答弁)

全国の都市公園における有料公園施設の事例を見てみましたが、広場や階段など一般市民が通常使用している場所に料金をとっている事例はほとんど見当たりませんでした。

続けます。

最初の答弁で市長は、「これまで同様の運用ができるよう、減免等を検討」と答弁されました。しかし、これまで同様の運用が「減免」によるというのは、これまでの運用を大きく転換するものです。これまで同様の運用というのであれば、都市公園法に基づき、行為許可申請や占用許可申請によって市民が利用することを基本とすべきではないでしょうか。市長に伺います。

(答弁)

.....

最初の質問で都市建設局長より、指定管理者制度導入は「利便性を高め、効率的に運営するため」との答弁がありました。しかし、指定管理者制度の導入によって、これまで許可されていなかった物販や賑わい創出の場となることにより、指定管理者の収入となる高い利用料金が通常の運用となり、従前どおりの市民の利用は「減免」という例外扱いになります。都市公園としての辛島公園・花畑公園の性格は大きく変わります。市長は「市民の自由利用を妨げず、公共の福祉の増進に資する」と答弁されましたが、それならば営利使用が通常の運用、市民の自由利用が例外となる、広場・階段の「有料公園施設」化はやめるべきではありませんか。市長に伺います。

(答弁)

．．．．．
 これまで何度も指摘してきましたように、辛島公園は、壊す必要のなかったものをあえて壊し、4億4000万円もの費用を使って新たに整備されました。しかし、結果的には、指定管理者制度導入は「賑わいの最大化」を目的にされています。営利目的の使用を可能とし、市民の自由な利用を制限するものが、「住民福祉の向上」といえるのでしょうか。市長に伺います。

(答弁)

営利目的に使用し、賑わいを創出というより、一般の市民が日常的に休息や散歩、運動等を行う憩いの空間として活用してこそ、都市公園法の趣旨に則り、地方自治法にも規定された公の施設として、住民福祉の向上に寄与できるのではないのでしょうか。

もう1点伺います。

今議会には、この条例改正に関わつての陳情も出されていますが、辛島公園・花畑公園の指定管理移行、有料公園施設としての利用料金設定を知った市民からさまざまな声が寄せられました。今回の条例改正の内容は、広く市民に関わるものです。しかし、条例改正案が議会に出されるまで、議会や市民への説明がありませんでした。市民への説明責任もなされなままの議案提案についてのようにお考えでしょうか。また、市民への説明責任はどのように果たされていくのでしょうか。市長に伺います。

(答弁)

．．．．．

今回の都市公園条例の一部改正は、公共施設のあり方そのものにかかわる重要な問題をはらんでいると思います。公共施設は、市民共有の大切な財産です。こういう大事な問題は、市民への情報提供や説明責任をまずはしっかり果たすべきです。その上で、市民の意見を踏まえ、理解・納得を得なが

ら管理・運営についても検討をすすめるべきではないかと思えます。

くまもと街なか広場も含め花畑・辛島公園エリアまで「桜町・花畑周辺地区まちづくり マネジメント基本計画」に基づき、シンボルプロムナードを中心としたオープンスペースとして一体的な利活用・運営管理を目指して整備されてきた辛島公園・花畑広場への指定管理者制度導入は、私たちに、市民の大切な財産である公の施設のあり方を投げかけているのではないでしょうか。

この点を指摘し、質疑を終わります。